

特 記 事 項

工事件名	寺野地区防犯灯設置工事 (3工区)
コード NO	G-
発注先	(株)
契約工期	契約日 ~ 平成29年10月31日

本特記事項は「寺野地区防犯灯設置工事 (3工区)」において、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町町方地区震災復興事業共同企業体 (以下甲と称する) と、 (以下乙と称する) の間の工事契約に関する特記事項である。

1. 支給品及び貸与品

当企業体からの支給品 (有償支給品)・貸与品については、その取扱いを厳正にし、貴社の責により紛失・損傷したと認められる場合は、貴社の負担により修理・弁済を行うこと。

(1) 支給・貸与品名

無 償 支 給 品	ロ ス 率	無 償 支 給 品	ロ ス 率
無 し			

注 1 : 無償支給品についてはロス率分までとし、オーバー分については有償支給とする。

注 2 : 貸与機械「 」の故障についての責任は (甲・乙) とする。

注 3 : 貸与設備「 」の維持管理についての責任は (甲・乙) とする。

2. 契約内容について

(1) 契約変更について

1. 当作業所の指示・施工条件変更により、工事数量・工事費の増減が生じた場合は別途協議する。
2. 工期が長く且つ著しく賃金又は物価が変動して社会通念上請負代金が不相当になり、これを変更する必要が客観的に認められるときは、甲乙協議の上、合意した場合には、請負代金を変更することができる。
3. 契約日については、独立行政法人都市再生機構と前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質・大槌町町方地区震災復興事業共同企業体が契約完了後以降に契約するものとする。

(2) 工期変更について

1. 作業員不足及び悪天候等による工期変更は考慮しないが、天災による場合は別途協議する。
2. 施工工期・着手日については (甲) の指示を受けること。

(3) 単価構成及び数量について

1. 工事単価には場内小運搬・支給材の受払費・消耗工具・その他 ( ) を含みます。
2. 下記工事単価に (乙) 持ち材料費を含みます。

工 種 名	材 料 名
防犯灯設置工	防犯灯等材料 1式

3. 共通仮設費に以下を含む。  
共通仮設費に要する費用は、実費清算となる。

1) 準備費

- ① 施工期間中における準備、跡片付けに要する費用。
- ② 完成時の跡片付けに要する費用。

2) 安全費

- ① 工事に関し生じる重機類の安定確保のための敷鉄板およびその敷設撤去、荷卸し小運搬、安全看板類の標示や区画明示等のためのバリケードや開口部養生、工事範囲外周の立入禁止明示等安全施設に要する費用。
- ② 安全管理上の監視や連絡等安全管理等に要する費用。
- ③ 粉塵作業の予防に要する安全用品等安全管理等に要する費用。
- ④ 工事に伴う道路の汚れ、粉塵の抑制に要する費用。なお対策方法については協議し決定する。
- ⑤ 工事施工範囲への工事関係車両、工事車両、産業廃棄物収集運搬車両、資機材搬入車両の走行等により生じた道路清掃若しくはタイヤ洗浄による要する費用。

4. 契約数量について

直接工事に関する数量において変更が生じた場合、数量変更を行う。

5. 残材は Con 殻、As 殻、木材類、紙類、廃プラスチック類等分別し、所定の箇所に運搬、集積すること。

6. 経費には下記の項目を含みます。

工食用動力用水光熱費・運賃諸掛・労災上乘保険・労務管理費・安全管理費・貴社事務所経費・事務用品・現場休憩所等営繕費・通信交通費・雑費・一般管理費

(4) 工事完成検査及び引渡しについて

1. (乙)は工事が全部完成したときは、(甲)にその旨を知らせなければならない、また、必要があれば一部完了したときも同様とする。
2. (甲)は(乙)から前項の知らせを受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したときは契約の定めるところによりその引渡を受けるものとする。
3. (乙)は、工事が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく約した仕事の内容通りに補修又は改善して(甲)の検査を受けなければならない。

3. 工事施工について

(1) 施工範囲

1. 当工事の施工範囲は「平成 25 年度 寺野地区宅地整備工事」における「寺野地区防犯灯設置工事 (3 工区)」(発注内訳工種の施工一切を含む)とする。

(2) 施工条件(当工事の特殊事項等)

1. 工事に先立ち単管バリケード、看板表示等を行うことにより万全の対策を取り作業に当たること。
2. 資材、撤去物運搬時に道路及び施工エリア外周に泥土等が流出しないよう工事範囲内の乱した土は都度抑えるとともに、道路清掃を適宜実施すること。
3. 工事箇所出入口については通行車両および通行人と接触しないよう交通誘導員の指示に従うこと。
4. 掘削に伴い、金品、金庫、銃刀の遺失物を発見した場合は、(甲)に連絡するとともに発見時の状況のまま保全すること。また処置方法については甲乙協議し決定する。
5. 所有者個人にとって価値ある遺品、位牌、写真、庭石等を発見した場合は、(甲)に連絡するとともに発見時の状況のまま保全すること。
6. 一般道路清掃時は見張り員を配置すること。

7. 粉塵を発生する撤去作業を行うときは、防塵マスク及び保護メガネを使用すること。
8. トランス・コンデンサを発見した場合は、有害物質が含まれている可能性があるため、(甲)に連絡するとともに発見時の状況のまま保全すること。
9. 大雨、強風時に撤去物や資材が飛散、流出しないように養生を確実にすること。
10. 当工事における作業休日は、日曜日とし祝祭日は作業を行います。

(3) 作業時間

昼 間 8:00 ~ 17:00 (作業が可能な時間帯は最大 7:00~18:00)

(4) 工程

1. 甲の作成する全体工程表、月間工程表、週間工程表を基に甲乙協議の上、工程の遅延防止を図ること。

(5) 現場代理人及び作業員

1. 乙は現場における安全管理・労務管理・工程管理及び他工事との調整のため、責任ある現場代理人を選任し、常駐させること。
2. 乙の現場代理人は、職長として職長教育の修了者を配置すること。
3. 乙の現場代理人は、作業内容に応じた有資格者を作業員として配置すること。(無資格者の作業の禁止)
4. 甲は乙の選任した現場代理人が不適格と判断される場合、乙に対しその交代を命じることが出来るものとする。
5. 甲は乙の作業員が当該作業に不適格と判断される場合、乙の現場代理人に対し交代あるいは退去を命じることが出来るものとする。
6. 乙は工事施工にあたって、作業員の安全確保に万全の処置を講じ、労働安全衛生法等の諸法規に違反しないようにすると共に、甲の規定する安全必携及び甲の安全指示に従うこと。

(6) 作業環境保全

1. 沿道住民に対し、騒音・振動・粉塵防止に努めると共に、工事現場付近の美化に細心の注意を払い作業に当たること。
2. 沿道建物・施設等を貴社の責により損傷・汚損した場合の応急対応は貴社にて行うこと。処理については別途協議する。
3. 地下埋設物・架空線・高圧線等がある又は近接している作業は、(甲)の指示に従う事。
4. 運搬経路、工事関係者車両の駐車位置については(甲)の指示に従う事。
5. 資材・土砂等の搬出入には、過積載等の無い様、諸法令を遵守する事。
6. 現場内の整理整頓に努めること(整理整頓日:毎週金曜日)

(7) 使用機械

1. 使用する機械は、標準操作方式(認定)・低騒音振動型・排出ガス対策仕様の機械を使用する事。
2. 使用資機材運搬時は過積載にならないよう確認すると共に、搬入時間・搬入口・待機場所(待機中はエンジン停止)は(甲)の指示を受けること。
3. 使用する機械は、洗車に心掛け綺麗な状態で使用する事。
4. 持ち込み機械器具に使用する燃料には、軽油以外の燃料の混和等の不正軽油の使用しない事。
5. (乙)がエンジン系の機械をリースする場合は、注文時にリース会社に対し不正軽油の使用禁止の旨を必ず伝え、徹底する事。
6. (乙)がローリー及びドラム缶等での納入時は、納入業者に対し不正軽油の納入の禁止を指示する事(但し、現場貯蔵の数量制限を厳守の事)。
7. 乙の責任において使用する機械は事前に甲に届出、承認を得ること。
8. 使用機械の搬入・搬出は事前に甲の承認を得ること。
9. 使用機械の保守点検等を確実にし、その記録を甲に届け、継続使用の承認を得ること。

(8) 産業廃棄物処理

1. この工事で発生する産業廃棄物「梱包材等」の処理費は工事費に(含む) **(含まない)**。
2. 産業廃棄物処理業者とは(甲)が委託契約書及び個別契約書を取り交わす。  
運搬処理業者名 「 契約後提示 」

中間処理業者名 「 契約後提示 」  
最終処理業者名 「 契約後提示 」

3. マニフェスト(D標)は速やかに(甲)へ提出する事。
4. 当工事で発生するConガラ、Asガラ、廃プラ、木屑、紙屑他の処理費は工事費に(含む・含まない)。

#### (9) 施工

1. 工事の施工に当たっては、(甲)職員と十分に打ち合せを行い設計図書に合った品質の良い施工を行う事。
2. 工事の施工方法・作業手順・安全対策等は、作業前の打合わせで確認し、施工に当たっては作業員末端まで徹底させる事、又工事が輻輳する場合も作業の連絡調整を計り実施する事。

#### 4. 安全

- (1) (甲)に指示された安全書類は速やかに提出すると共に、誓約事項については作業員末端まで遵守させ安全作業に努める事。

- (2) 労災保険料は(甲・乙)の負担とする。

#### 5. その他

- (1) 再下請負契約がある場合は「建設業法・雇用改善法に基づく届出書(変更届)」の再下請負関係の部分に必要な事項を記入の上、契約書、注文書・請書、下請基本契約書等の写しを添えて提出する事。
- (2) 三次下請以降を使用する場合は(甲)の承認を得ると、共に二次以降の業者に5-(1)の書類の作成・提出を指示し、下請負業者編成表を作成し届け出る事。

- (3) 当工事における作業員の賃金台帳を(甲)が請求した場合は速やかに提出する事。

- (4) その他作業所の特殊諸条件(下記)。

1. 工事看板、立入禁止柵等安全処置を講じてから作業すること。
2. 地下水位が高いので、掘削は常に安定勾配を確保するとともに排水処理も同時に行い掘削面を保護すること。また地山点検を行うこと。
3. クレーン作業は合図を統一する。3-3-3運動を実践すること。
4. 高所作業が発生した場合には安全設備を先行設置し、安全帯を使用して墜落防止すること。
5. 河川沿いのため暴風になることもあり、工事区域外周には第三者の施設等もあるので資材等の飛散養生を確実に行うこと。  
また同様に不要な騒音や排気ガス出さないよう配慮すること。
6. 重機作業においてはシートベルトを使用するとともに、重機と作業員との接触事故およびダンプトラックと作業員との接触事故が発生しないよう作業指揮者や見張り員を配置する等の対策を実施すること。
7. 作業時は作業着、安全靴および保護帽を正しく着用して作業すること。
8. 作業中はくわえタバコにて作業しないこと。また運転中は携帯電話を使用しないこと。
9. 喫煙場所を定め灰皿と消火設備を設置すること。